

# 第43回東北総合体育大会青森県実行委員会会則（案）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第43回東北総合体育大会青森県実行委員会（以下「県実行委員会」という）と称する。

（目的）

第2条 本会は、第43回東北総合体育大会（以下「大会」という）を青森県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 大会に必要な総合企画・運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (3) 大会予算の編成及び執行に関すること。
- (4) その他大会の開催に必要なこと。

（会場地実行委員会）

第4条 会場地市町村は、会場地市町村実行委員会を置くことができる。

2 会場地実行委員会に関する規程は、本会の会則に準じ、会場地市町村実行委員会が定める。

## 第2章 組織

（組織）

第5条 本会は、関係機関・団体等の代表からなる委員をもって組織し、委員については、会長が委嘱する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 若干名

（役員を選任）

第7条 会長は、公益財団法人青森県体育協会会長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員の仕事）

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、会計を監査する。

（役員の仕事）

第9条 役員の仕事は、本会の目的が達成されるときまでとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。

## 第3章 会議

（会議の種類）

第10条 この会に次の会を置く。

- (1) 総会

(総会)

第11条 総会は、会長・副会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 大会運営の基本方針に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他重要な事項に関すること。

4 総会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは議長が決定する。

(会長の緊急専決処分)

第12条 会長は、総会を招集するいとまのない緊急の事項については、その議決すべき事項を処分することができる。

2 会長は、前項の処分を行った場合は、これを次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 第4章 事務局

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、公益財団法人青森県体育協会内に事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

## 第5章 会計

(経費)

第14条 本会の経費は、負担金、助成金、交付金、参加料及びその他の収入をもってこれに充てる。

## 第6章 解散

(解散)

第15条 本会は、その事業が達成されたとき解散する。

## 第7章 補則

(権利義務の承継)

第16条 本会の設立に伴い廃止される第43回東北総合体育大会青森県準備委員会の権利及び義務は、本会が承継する。

(委任)

第17条 本会の会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この会則は、平成28年4月 日から施行する。